

令和6年8月31日

担当課	商工部中小企業振興課
直通	092-643-3424
内線	3666
担当	福島、嶋田

## 令和6年台風第10号の影響を受けた中小企業の皆様へ

○ 今回の台風第10号の発生に伴い、以下の21市15町が災害救助法の適用となったことを受け、国は、当該市町を「セーフティネット保証4号」の指定地域としました。（近日中に官報にて指定地域が告示される予定です。）

【指定地域】久留米市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、みやま市、糸島市、糟屋郡（志免町、新宮町、粕屋町）、遠賀郡（芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町）、嘉穂郡桂川町、三井郡大刀洗町、三潁郡大木町、八女郡広川町、京都市（苅田町、みやこ町）、築上郡（吉富町、上毛町）

○ 県では、当該保証の認定を受けた中小企業に対し、「緊急経済対策資金」による低利融資を行い、円滑な資金繰りを支援します。

○ また、今回の台風による影響を受けた中小企業の皆様に支援するため、関係機関と連携し、金融相談窓口を設置することとしましたのでお知らせします。

### 1 セーフティネット保証4号（突発的災害（自然災害等））

#### （1）利用対象者

以下①②の両方を満たすことについて、市町村長の認定を受けた中小企業

- ① 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること
- ② 今回の台風に起因し、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

#### （2）県制度融資「緊急経済対策資金」による支援

セーフティネット保証の認定を受けた中小企業は、県制度融資「緊急経済対策資金」を利用することができます。

- ＜融資条件＞
- ① 融資利率 1.3%
  - ② 保証料率 0.8%
  - ③ 融資限度額 1億円
  - ④ 返済期間 10年以内（据置2年以内）

### 2 令和6年台風第10号に係る金融相談窓口

#### （1）設置場所

- ＜県＞ 商工部中小企業振興課金融係 (TEL 092-643-3424)  
福岡中小企業振興事務所 (TEL 092-622-1040)  
久留米中小企業振興事務所 (TEL 0942-33-7228)  
北九州中小企業振興事務所 (TEL 093-512-1540)  
飯塚中小企業振興事務所 (TEL 0948-22-3561)

＜関係機関＞ 福岡県信用保証協会、福岡県中小企業振興センター、各商工会議所、各商工会、福岡県商工会連合会、福岡県中小企業団体中央会

#### （2）設置期間及び受付時間

9月2日（月）から当面の間 平日9時から17時まで